

令和7年度
「燃やすごみ中継輸送業務委託及び運搬業務委託」入札説明書

「燃やすごみ中継輸送業務委託」及び「燃やすごみ運搬業務委託」における設計図書、廃棄物処理委託契約約款、本説明書等を十分ご確認ください。

1 概算数量及び金額について

次の費用等は、概算数量契約となります。

	数量	単価
①運搬人件費 及び燃料	各搬入施設への1往復を1回転とする	消費税を含まない1回転分の運搬人件費及び燃料費 (なお、 <u>有料道路利用料を含む</u>)
②タイヤ購入 及び交換費	設計書のとおり	消費税を含まないタイヤ購入及び交換にかかる費用

2 入札及び契約金額について

- (1) 入札（見積）金額は、設計図書の委託内訳書における、「業務価格」としてください。
- (2) 内訳金額の確認のため、落札決定者は入札終了後、1週間以内に落札金額の委託内訳書を横浜市へ提出するものとします。
- (3) 契約金額は、(1)入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して決定します。
- (4) 消費税法等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の契約変更手続を行うことなく、当初契約代金額に相当額を加減したものを契約代金額とします。

3 入札実施日等（予定）

次のとおり入札を予定しています。変更がある場合は、入札参加予定者の方へ別途お知らせします。なお、1事業者につき一つの委託業務のみ受託できることとしますので、落札した場合には、他の委託業務への指名は無効とします。

<場 所>

横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎 23階 共用会議室 N03

<日 時>

	13時30分から	14時00分から	14時30分から	15時00分から
令和7年 2月20日 (木)	保土ヶ谷輸送事務所おける燃やすごみ中継輸送業務委託	神明台輸送事務所における燃やすごみ運搬業務委託	戸塚輸送事務所における燃やすごみ運搬業務委託	神奈川輸送事務所における燃やすごみ運搬業務委託

4 その他

- (1) 入札に参加を希望する方は、適正に業務を履行できる委託についてのみ、お申込みください。
- (2) 落札後は、原則として契約の辞退を申し出ることはできません。